

# サンデン交通株式会社 行動計画 (次世代育成支援対策推進法)

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 2. 内容

目標1 所定外労働を10%削減するため、引き続きノー残業デーの設定及び新たに社員を毎年5名以上雇用する。

### <対 策>

- ・令和7年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- ・令和7年 8月～ 周知・啓発の実施  
所定外労働時間の多い社員に所属長より働きかけを実施

目標2 計画期間内に若年層の安定就労・自立支援等をサポートする為に、インターンシップ制度を年3回以上、また地域の小中学校の生徒の社会体験学習をより積極的に受け入れる。

### <対 策>

- ・令和7年 4月～ インターンシップ・体験学習受け入れ体制について検討開始
- ・令和7年 8月～ 関係部署及び担当者との連携、研修等を実施
- ・令和7年 10月～ オンラインを活用したインターンシップを実施

目標3 計画期間中に男性の育児休業取得率を10%とし、平均取得日数を10日以上とする。また将来的に「育児休業取得率100%」及び、「1ヶ月以上の育児休業取得」を目指すと共に年次有給休暇取得日数平均16日を目標とする

### <対 策>

対象者に更なる周知の徹底

- ・令和7年 4月～ 年に1回周知案内を配布及び必要に応じて研修を実施  
相談窓口の設置
- ・令和7年 10月～ 制度等に関する資料を作成し、所属長へ案内を実施

# サンデン交通株式会社 行動計画 (女性活躍推進法)

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 2. 内容

目標1 管理職（課長代理以上）に占める女性労働者割合を令和12年3月31日までに10%以上にする。

### <対 策>

- ・令和7年 4月～ 社内会議・各種委員会等に女性をメンバーとして参加させる。
- ・令和7年 7月～ 社外会議や活動にも参加を促し積極的に取り組んでもらう。  
(意識改革等に取り組む)

目標2 バス女性乗務員3名以上の雇用をめざす。

### <対 策>

- ・令和7年 4月～ 女性のための就職説明会などに積極的に参加していく。
- ・令和7年 5月～ 女性の採用担当者を1名配置する。

目標3 労働者の平均残業時間10%削減する。

### <対 策>

- ・令和7年 4月～ 毎年5名以上、新規採用する。  
(社員増を図り、残業時間抑制につなげる)
- ・令和7年 10月～ オンラインのインターンシップ等を活用して採用増につなげる。
- ・令和9年 4月～ デジタルを活用した業務効率化を実施する。